

平成29年11月6日開催

第5回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時30分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（堀越 修） 皆さん、お集まりですので、第5回農業委員会総会を開催させていただきます。

まず、今井会長、挨拶をお願いいたします。

○会長（今井 徳） 皆さん、こんにちは。今日は、第5回の総会ということで農業委員さんにはお忙しい中、お集まりいただきまして、大変ご苦労さまです。

今朝、大分冷えまして、霜が白くなってました。一番冷えたのではないかな。今、こちらへ来るときは、高崎公園の木々が大分色づいて落ち葉もありましたし、大分秋めいてきました。そんな中、先週ですか、吉井と山名ですか、上野三碑ということでユネスコの世界記憶ということで登録されたそうで、同じ市内でそういう世界遺産ですか、非常におめでたいことです。地元ではどうでしょうか、何か祝賀行事とかそういうのがありますかね。予定していない。

○6番塚越委員 二碑を愛する会というのはつくっていますけれども、それは守ったりする、保存するための会をつくってやっていますので、お祝いするということがまだ聞いていませんので。

○会長 そうなんだ。ないのですか。この総会でも、あれは8月だったか、駐車場の提供みたいな。

○6番塚越委員 出ていましたね。

○会長 出ていましたよね。それなので、あそこの駐車場の随分変わった、いろいろ使われると思うのですけれども。意外と認知度というのはなさそうなのです。昔、千年以上前に朝鮮のほうから異国の人を追ってきて交流があったということで、上毛かるたは昔の方が多分知っているのです、多胡の古碑は知っているのですけれども、昔、山名のほうの、何市でしたか。

○6番塚越委員 金井沢山ノ上。

○会長 そういのでなかなか地元の人も、知らない人もいると思うのですけれども、今度はあの地域、調査案件でもあるから、ちょっと寄って勉強でもしようかななんて思っているのですけれども、そんなことで多く話していると、今日は長いのであれなのですけれども。

今日は、ちょっと第5条のほうで、第5条の4、5、6ですか。先日の事前協議で両委員さんからいろいろご質問等がございまして、その件で少しちょっと皆さんに審議していただきたいと思えます。そんなことでよろしくをお願いいたします。

○事務局長 どうもありがとうございました。

それでは、議事の進行につきましては、今井会長のほうによろしくをお願いいたします。

○会長 それでは、ただいまから第5回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、全員の出席の予定なのですが、清水さんが少し遅れるとの連絡がございました。以上、諸般の報告を終わります。

また、過半数を超えていますので、総会は成立いたします。

それでは、これより議事録署名委員の指名及び書記の任命について指名しますので、よろしくお願いたします。

まず、初めに議事録署名委員を指名してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号5番、青木好記委員さん、並びに20番、乾隆明委員さんの両名を指名いたします。なお、書記の任命については、事務局の齊藤主任主事を任命いたします。よろしくお願いたします。

それでは、早速これより議事に入りたいと思います。

その前に、発言される場合は挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどよろしくお願いたします。

それでは、議案第1号 農地利用最適化推進委員の委嘱について。

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第17条第1項の規定により、次の者に農地利用最適化推進委員を委嘱したい。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地利用最適化推進委員の委嘱について。

管理担当の矢嶋と申します。よろしくお願いたします。それでは、議案書2ページ及び別添のA4横の用紙もあわせてご覧ください。

農地利用最適化推進委員、南八幡区域、定数1に対して候補者1、酒井孝様につきまして委嘱を行ってよろしいかご審議いただくものでございます。また、酒井様につきましては、南八幡区域を担当していただきます。

第1回の総会の議決により欠員が選任されるまでの間、南八幡区域について片岡地区の松本農地利用最適化推進委員様に兼任していただいておりますが、本議案議決後、松本委員様には片岡区域のみの担当をしていただくこととなります。誠にありがとうございました。

なお、推進委員の選出におきましては、その過程の公平性及び透明性を確保するために、10月26日の評価委員会で委員候補者を適格であると評価しており、ここにご報告させていただきます。

それでは、改めて今回の農地利用最適化推進委員の選出について説明させていただきます。農業委員会等に関する法律第17条第1項において、「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない。」と規定されております。本年7月20日に農地利用最適化推進委員が委嘱されましたが、南八幡区域を担当する推進委員候補者が評価委員会で適格とされた後、農業委員会の委嘱までの間に亡くなったため、欠員が生じました。このため、「高崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程」

第9条の規定に基づき、推進委員の補充を行うものでございます。このたびの候補者の募集は、平成29年9月1日から10月2日まで行いまして、推薦を受けた者1名から応募がございました。この応募状況については、農業委員会法及び同法施行規則の規定によりまして、「高崎市農業委員会農地利用最適化推進委員推薦状況」を市ホームページ及び農業委員会事務局の窓口で公表いたしました。今回委嘱される委員の任期は、農業委員会から委嘱された日から平成32年7月19日まで、主な業務は、担当区域において農地等の利用の最適化の推進に向けた現場活動を行うこととございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けします。

異議がなければ委嘱してよいか伺います。

○全員 異議なし。

それでは、委嘱することにいたします。

続きまして、議案第2号に入ります。

議案第2号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 契約内容は賃貸借、転用目的は介護施設及び駐車場でございました。取消理由につきましては、周辺で西毛広幹道整備の工事が始まったことにより、申請地が介護環境に適さない状況になったことから事業の計画を取りやめたいとのこととございます。

以上、農地法関係許可取消願は1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第3号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容につきましては農地法第5条許可、契約の内容につきましては売買、転用目的は貸家用地でございまして、諸事情により計画が実行できなくなったためということでございます。変更後は、契約の内容につきましては賃貸借、転用目的は露天車両置き場でございまして、車両置き場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという申請でございます。なお、こちらの案件につきましては、関連案件といたしまして、変更後の第5条許可申請が提出されております。議案書28ページ、ナンバー26が関連案件でございます。

2番 当初許可の内容につきましては農地法第5条許可、契約の内容につきましては売買、転用の目的は一般住宅でございまして、当初計画者の死亡により計画が実行できなくなったためとでございます。変更後の転用の目的は一般住宅でございまして、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく申請地に住宅を建築したいという申請でございます。なお、計画変更後の第4条許可申請が提出されております。議案書15ページ、ナンバー1が関連案件となっております。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更案件につきましては2件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局より2件の計画変更申請ということで説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

2番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は使用貸借、農業経営拡大のため申請地を弟より借り受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は使用貸借、交換により取得した申請地を経営移譲している後継者に貸し付けた

いという同一世帯の申請でございます。

6番 現地確認を行ったところ、経営農地の一部に農地以外の利用を確認したことから、全部効率利用要件を満たしていないものと考えられることをご報告いたします。そのため、今月につきましては、保留でお願いいたします。6番につきましては、保留でお願いいたします。

7番 契約内容は交換、自宅近くの農地を交換にて取得し効率的に耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は交換、自宅近くの農地を交換にて取得し効率的に耕作したいという申請でございます。7番が関連案件で、8番と交換ということでございます。

9番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

続きまして、10番でございますが、10番、11番、12番と続く3件につきましては、営農型太陽光の更新の申請でございます。また、同一の営農者の案件でございますが、一括してご説明させていただければと思います。説明の前に、申し訳ないのですが、議案書の訂正をお願いしたいと思います。訂正箇所につきましては、ナンバー10、11、12のいずれも申請の理由欄の一時転用の設定期間になります。設定期間の平成32年とあるところを平成30年に変更いただければと思います。10番、11番、12番の一時転用設定期間、平成32年を平成30年に訂正お願いいたします。訂正の理由につきましてご説明させていただきます。

本日の総会に先立って開催された北部地区事前協議におきまして、申請地の営農状況が芳しくなかったことから、一時転用期間を最長3年間から1年間に短縮した上で、来年、再度営農状況を確認するべきではないかのご意見が委員さんから出ましたので、その内容を代理人に事務局から伝えたところ、そのご指導どおり、まずは1年に短縮した申請をさせていただいた上でご審議いただきたいとの話でございますが、本日議案書の訂正をお願いした次第でございます。また、詳しい事業の内容につきましては、関連案件第5条一時転用を個別案件とさせていただいてありますので、そちらのほうで説明させていただければと思います。

10番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいとの申請でございます。なお、設定期間につきましては、平成29年12月20日から平成30年12月19日までの1年間でございます。また、関連案件といたしましては、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の第5条許可申請が提出されております。議案書21ページ、議案第6号ナンバー4が関連案件でございます。

11番 契約内容は地上権の設定、申請の理由につきましては、先ほどの10番と同様でございます。なお、設定期間につきましても、先ほどの10番と同様、平成29年12月20日から平成30年12月19日までの1年間でございます。関連案件といたしましては、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用、第5条許可申請が提出されておまして、議案書21ページ、議案第6号、ナンバー5が関連案件でござ

ございます。

12番 契約内容は地上権の設定、申請の理由及び設定期間につきましては、先ほどの10番、11番と同様となっております。関連案件といたしまして、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の第5条許可申請、議案書21ページ、議案第6号、ナンバー6が関連案件でございます。

13番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

14番 契約内容は贈与、申請地を兄より譲り受けて経営規模を拡大したいという申請でございます。

15番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

16番 契約内容は贈与、申請地を親族より譲り受けて耕作したいという申請でございます。

17番 契約内容は売買、申請地を買い受けて経営規模を拡大したいという申請でございます。

18番 契約内容は売買、申請地を買い受けて経営規模を拡大したいという申請でございます。

19番 契約内容は売買、自宅から近く管理しやすい申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

20番 契約内容は贈与、申請地を従兄弟より譲り受けて耕作したいという申請でございます。

21番 契約内容は売買、申請地を買い受けて経営規模を拡大したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請につきましては、21件でございます。また、この21件のうち6番を除く20件につきましては、別添の農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しない、もしくはそのただし書きに該当するため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。6番が保留です。では、6番を除き、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

16番、贈与とあるが、譲受人と譲渡人はどういう関係になるのですか。

はい。

○事務局 譲受人と譲渡人は甥と叔父の関係になります。

○会長 はい。

ほかに皆さんのほうから質疑お受けしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

続きまして、議案第5号に移ります。

続きまして、議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地に住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。また、関連案件といたしまして先に審議いただきました計画変更申請、議案書6ページ、ナンバー2が関連案件でございます。

2番 隣接地に竹林があり畑として耕作しづらいためナラの木を植え山林としたいという植林地の申請でございます。

3番 農業用施設として利用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業施設の申請でございます。

4番 作業場の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという作業所及び露天駐車場の申請でございます。宅地950.51平米と一体利用の申請でございます。

5番 相続にて取得した申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請につきましては合計5件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けします。

では、私のほうからちょっと1つ質問。1番、この取得した経緯ですか。これは、どういう。

○事務局 譲受人は、相続によりこちらの申請地を取得しまして、譲受人の父親がもともと許可をとったところございまして、その父親が亡くなったためそのままとなり、今回転用しまして、自宅を建てたいという申請でございます。

○会長 はい、わかりました。

ほかに皆さんのほうからご質問ございますか。

よろしいでしょうか。

○全員 なし。

○会長 いいですか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー8については、事前調査案件でございます。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は賃貸借、交通量が多く集客の見込める申請地を借り受けてコンビニエンスストアを建築したいというコンビニエンスストアの申請でございます。

それでは、別添農地法第5条許可申請ナンバー1、審議資料をご覧ください。

1枚目、表紙をご覧ください。こちらは位置図でございます。中央の赤い丸で囲まれた場所が今回の申請地でございます。高崎市立寺尾中学校より北西へ直線距離でおよそ215メートルの場所でございます。

1枚おめくりください。こちらは、案内図となっております。こちら、中央の赤く着色された場所が今回の申請地となりまして、周囲は申請地北側から西側にかけて住宅が連担する市街化区域でございます。申請地周辺の農地も10ヘクタール未満であることから第2種農地に該当すると考えております。こちらは、もともと農振農用地でございましたが、除外申請を行いまして、平成29年7月に除外の申請が認められた土地でございます。

1枚おめくりください。こちらが公図の写しでございます。図面の方角が変わりまして、ホッチキスどめされたほうが北となっております。赤線で囲まれた田及び畑7筆1,764平米が今回の申請地でございます。申請地周辺は、北及び西側は道路、南側一部は宅地、南側、東側は農地となっております。

1枚おめくりください。土地利用計画図でございます。また、図面の方向が変わりまして、ホッチキスどめされた部分を左に見て、左斜め下方向が北となっております。申請地に建築されますのはコンビニエンスストアの店舗1棟でございます。県道側から見て手前と右奥に駐車場、中央奥のほうへ建物が建つ予定でございます。また、こちらの申請地全体に盛り土を行います。申請地の北側でございます水路につきましては、新設の暗渠を設けまして全て埋めてしまうとのことでございます。敷地内はアスファルト舗装をいたしまして、車両の出入りにつきましては、北側の道路に1カ所、西側の道路に1カ所の計2カ所を設置する予定でございます。排水計画ですが、汚水雑排水につきましては、合併浄化槽に接続いたしまして、浸透貯留槽へ排水いたします。雨水排水ですが、敷地の北側の端に設置された浸透貯留槽へ集水し、オーバーフロー分は側溝へ放流いたします。また、外灯でございますが、北側の入り口に2カ所、西側の入り口に1カ所、計3カ所設置いたします。

1枚おめくりください。こちらは、建物の平面図でございます。建物は平屋建てで一般的なコンビニエンスストアの形態でございます。

1枚おめくりください。最後が建物の立面図となっております。こちらは、参考にご覧ください。今後の予定でございますが、農地法の許可を得ましたら、11月下旬より工事着工いたしまして、翌年1月に工事完了する予定でございます。

以上、簡単ではございますが、説明終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 ただいまナンバー1の説明が終わりました。なお、今回は4班の調査ですので、副班長の高田委員から報告をお願いします。

○11番高田委員 副班長の高田です。よろしくお願いたします。

それでは、報告します。農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の担当者と代理人の計2名の出席でした。

質問1 外灯を設置する計画ですが、周辺農地への対策は何か検討していますか。

回答 今までも農地転用を伴う出店を行っています。過去の出店の経験から、隣接する農地には外灯を向けず、農作物に被害のないよう十分配慮していきたいと思っております。

質問2 申請地南側の一部に宅地が隣接しています。そちらの方との話し合いは行っていますか。

回答 既に説明は済んでいます。また、居住されている方は今回の地権者の息子さんであり、了承も得ています。

質問3 申請地近くに小中学校があり、申請地周辺も通学路となっておりますので、小中学校へも工事について連絡をしておいてください。

回答 はい。事故のないよう十分配慮し、小中学校にも工事についての案内をしていきたいと考えています。

質問4 申請地の県道側にある水路については、どのように管理していく予定ですか。

回答 既に市管理課と調整が済んでいて、水路部分は新設の暗渠を設け、全て埋める計画です。また、管理マスを幾つか設けて何かあった場合には管理ができるようにしていく計画です。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 副班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けします。

異議ないでしょうか、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、事務局ナンバー2の説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は売買、太陽光発電に適した申請地を買い受けて売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

本件につきましては、先日10月30日に事前調査を行いまして、それとあわせまして事務局のほうでも確認を行ってきたところなのですけれども、雨水の処理計画と切り土、盛り土等の造成計画のほうはまだはっきりしないということで、新たな書類を求めていたところなのですけれども、今日の時点でその2点の書類についてまだいただいていないということで、審査の書類が不足しているということで、2番につきましては保留でお願いしたいと思っております。

2番につきましては、保留でお願いしたいと思っております。ご審議いただいた後、保留ということであれば、来月持ち越しということになりますので、審議資料についてはこの場でお預かりさせていただければと思っております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 ただいま事務局よりナンバー2の説明ございまして、まだ書類不備ということで、今回は保留ということでよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、ナンバー3に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

3番 契約内容は賃貸借、申請地に含まれる砂利を採取するため一時転用したいという申請でございます。なお、一時転用完了後は、良質な土及び表土にて埋め戻し、良好な農地として所有者に返還するという砂利採取の申請でございます。また、一時転用の設定期間は、平成29年12月1日から平成31年11月30日までの2年間でございます。

それでは、別添、農地法第5条許可、申請ナンバー3番の審議資料をご覧ください。

1枚おめくりください。位置図でございます。申請地は、図面中央のピンク色で示された箇所でございます。申請地は阿久津下水処理場より南側に400メートル、南八幡小学校から北東に700メートルに位置しております。

1枚おめくりください。案内図でございます。図面中央、赤色の網かけをされた箇所が申請地でございます。一団の農振農用地の中央に位置しております。

1枚おめくりください。公図でございます。緑色で塗られている箇所の公道をまたぐ東側と西側が申請地でございます。

1枚おめくりください。土地利用計画図でございます。各境界につきましては、図面黄色の保安用地を設ける計画でございまして、具体的には区域内の水路からは3メートル、隣接する公道に対しては3.5メートルの保安用地を確保することとなっております。表土置き場につきましては、北側に1カ所、南東側に2カ所設ける計画でございます。なお、申請地の中央部分、黒の網かけ部分の

ところ2カ所につきましては、ダンプの出入り口を設ける計画でございます。また、外周1.8メートルの防護柵と危険標識を設置し、安全対策といたしまして、表土置き場の土にはシートをかぶせ、防じんをさせるとのことでございます。

1枚おめくりください。5枚目以降につきましては、申請地の縦断図及び横断図でございます。掘削予定地は、各保安用地から左右13メートルほどのなだらかな傾斜を設け、その内側を掘削する計画でございます。また、計画の採取面積は1万1,649平米、採取量は6万9,851立米でございます。掘削の深さは最大で9.9メートルでございます。また、埋め戻しの計画につきましては、埼玉県の秩父の山の土を購入し、埋め戻す計画とのことでございます。採取した砂利は、埼玉県上里町の砂利採取事業者販売する計画でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わりにさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、副班長から報告をお願いします。

○11番高田委員 それでは、報告いたします。農地法第5条許可申請審議ナンバー3について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の代表者、設計会社の担当者、代理人の計3名の出席でした。

質問1 隣接している農地でも、同じく砂利採取をしているようですが、大型ダンプで砂利を運搬するに当たり、通学する子供たちや周りの農地及び水路への配慮はしていますか。

回答 作業は朝8時から開始していますので、8時前には通学路へ旗振りの人員を配置しています。今回も同じ配置をする計画です。また、水田や水路に悪影響が出ないように十分に注意するとともに、搬出経路の道路についても全て舗装し直しを行っています。

質問2 近くには幼稚園と小中学校があるので、十分な注意と案内をしてください。

回答 前回の許可の際にも、事前に学校等への説明に行っています。今回も子供たちへ危険のないよう注意をしていきたいと思っております。

質問3 砂利採取中は道路などへ泥が出て、乾くと砂ぼこりが舞うこともあると思いますが、対策はしていますか。

回答 道路へは井戸水をくみ上げて、散水車でまく対応をしています。

質問4 最大の深さ10メートルくらいまで掘るとのことですが、埋め戻す際にはどのような方法で行うのですか。

回答 1メートルずつ土を埋めて転圧をかけ、最後はトラクターで代かきをして返します。

質問5 採取後は土を埋め戻し、農地に復元をして返すわけですが、何かあったときの対応はどのようになっていますか。

回答 工事完了後も当事業を起因とした地盤沈下などの対応については、誠意を持って行うこととして承諾書を交わしています。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 副班長の報告が終わりました。

それでは、審議に入ります。質疑をお受けします。

ここは、今まで何割ぐらい、これは砂利採取したみたいで。端から順番に採取しているわけ、わからない。

はい、お願いします。

○事務局 正確な数字は何割とわからないんですけど、私が4年目なのですけれども、ここでは一応3回目ですかね、この周辺でやっています、その前にも1度許可したという話は聞いていますので、この辺周辺で、また、今4サイクルぐらいで今回の申請地を受けているのかなというふうには事務局のほうでも押さえております。

○会長 あっち掘り、こっち掘りしているのかね。

○事務局 そうですね。場所を変え、変えやっています。

○会長 塚越さん。

○6番塚越委員 地元の農業委員ですので、南八幡地域はご存じのとおり、鑄川と烏川の合流の地域になっていますので、どこを掘っても砂利が出るのです。ただ、今掘っているところは地上3メートルぐらいはいい土が出る。その下は砂利ということなのですけれども、その前に鑄川が新町砂利が、昔30年ぐらい前掘って、これは大変な工事でいっぱい不満が出たのですけれども、今彼らがやっている工事は、地元の農家も不満なくやっていますので、心配ないかなとは思っているのですけれども。

○会長 そうですか。

皆さんのほうから質疑ございますか。

よろしいでしょうか。

○全員 なし。

○会長 それでは、ナンバー3につきましては、異議がなければ許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することにいたします。

続きまして、ナンバー4なのですけれども、ナンバー4からナンバー6については、関連する案件でございますので、一括して審議させていただきます。

それでは、事務局、ナンバー4からナンバー6の説明をお願いします。

○事務局

4番から、続く5番、6番、3件につきましては、先ほどご審議いただきました第3条の地上権設定に関連します営農型太陽光の更新の案件でございます。こちらは、この3件につきましては、

営農者、栽培する作物、一時転用の期間が同一の案件でございますので、一括してご説明申し上げます。

4番 契約内容は賃貸借、営農型発電の設定期間が満了するため再設定をしたいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用でございますので、転用期間が定められております。平成29年12月20日から平成30年12月19日までの1年間でございます。また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました地上権設定の第3条許可申請である議案書10ページ、議案第4号、ナンバー10が関連案件でございます。

それでは、別添農地法第5条許可申請ナンバー4審議資料をご覧ください。

こちら1枚目、表紙が位置図でございます。図面左上の丸印の箇所が申請地ございまして、みさと芝桜公園から南に約500メートルほど、また群馬県立農林大学から北に約500メートルほどの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。図面左上の丸印の箇所が申請地でございます。申請地周辺には宅地及び山林が散在しておりますが、申請地は農振農用地の青地農地でございます。

もう一枚おめくりください。3枚目が公図の写しでございます。黄色でマークされている地番が申請地でございます。隣接する土地につきましては、北に営農者の自宅があり、その他は農地に接しております。

もう一枚おめくりください。4枚目は土地利用計画図でございます。2,860平米という1筆の農地のうち、北側の447平米を使用しまして、そちらに太陽光パネルが設置されております。その設置されている太陽光パネルの支柱部分、0.71平米の一時転用の申請でございます。こちらの太陽光パネルの下でフキを栽培するとの申請でございます。

もう一枚おめくりください。続きまして、5枚目から、こちら営農計画書でございます。こちらのほうを説明させていただきますと、申請地447平米を使用してフキを栽培するとの申請でございます。

もう一枚おめくりください。営農に必要な農作業の期間につきまして、1月に肥料を加えまして、3月に植えつけ、4月、5月に収穫、その他の期間では継続して草刈りを行っていくという計画でございます。本来フキの栽培につきましては、毎年植えつける必要がないとも伺っておりますが、こちらの申請者につきましては、過去にフキが雑草に負けてしまったという苦い経験があることから、毎年植えつけるという意味合いでこちら記載していると伺っております。

続きまして、利用する農業機械等につきましては、無しとのことございまして、全て手作業による作業を予定しているとのことでございます。

続きまして、農作業経験につきましては、15年、フキの栽培経験につきましては3年間とのことでございます。

もう一枚おめくりください。生育に適した日照量の確保につきましては、フキにつきましては、日照量がしっかり確保されているので問題ないとの計画でございます。また、太陽光パネルの支柱につきましては、一番低いところでも3メートル確保されており、手作業が主体の農作業のため空間の確保はできているとのことでございます。

続きまして、下部の農地の単収につきましては、単収見込みが記載のあるとおり1,360キログラム、地域の平均的な単収は1,700キログラムとございまして、こちら目標値を達成できるように営農を続けていきたいとのことでございます。

もう一枚おめくりいただきまして、最後のページは現地の写真になっております。こちら、写真のほうに記載されている年月日ですと、昨年のもとなりますが、こちらデジタルカメラの日付設定が誤っていたとのことでございまして、実際の撮影年月日につきましては、横に手書きで記載されている日付が撮影日とのことでございます。

以上、参考にご覧いただければと思います。

それでは、お手数ですが、議案書のほうの説明、ナンバー5の議案書の説明をさせていただければと思います。議案書21ページをご覧ください。

5番 契約内容は賃貸借、営農型発電の設定期間が満了するため再設定をしたいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。転用期間につきましては、平成29年12月20日から平成30年12月19日までの1年間でございます。また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました地上権設定の3条許可申請である議案書10ページ、議案第4号ナンバー11が関連案件でございます。

それでは、お手数ですが、別添の農地法第5条許可申請ナンバー5審議資料をご覧ください。

1枚目、表紙が位置図でございます。申請地は、図面左上、丸印の箇所でございます。先ほどの4番と同じ図でございますので、同様の図面となっております。

1枚おめくりください。案内図につきましても、4番と同じ図であるため同様のものの添付となっております。

もう一枚おめくりください。公図につきましても、図面中央、黄色くマークされている地番が申請地でございます。こちらナンバー4と同じ図でございますので、同様のものが添付されております。

もう一枚おめくりください。4枚目から今回の申請のものでございまして、土地利用計画図でございます。2,860平米の1筆の農地のうち、筆の中央の447平米に太陽光パネルが設置されております。また、その太陽光パネルの支柱部分0.71平米の一時転用申請でございます。

1枚おめくりいただければと思います。5枚目以降が営農計画書でございます。先ほどのナンバー4と同様、全面にフキを栽培しているとのことでございます。

1枚おめくりください。営農に必要な農作業の機械につきましても、4番と同様でございます。

利用する農業機械、農作業経験等も営農者が同一であるため、先のナンバー4と同様となっています。

もう一枚おめくりください。生育に適した日照量の確保及び効率的な農作業の実施等、こちらのページにつきましても、先ほどのナンバー4番と同様となっているため省略させていただきます。

最後のページをご覧ください。こちらが、ナンバー5の申請地の現地写真でございます。こちらでもデジタルカメラの撮影日ではなく、右に手書きで記されている撮影日が正しい撮影日となっておりますので、ご了承ください。こちらのほうをご参考にいただければと思います。

お手数ですが、最後、議案書のほうにお戻りいただきまして、21ページ、6番の説明を申し上げます。

6番 契約内容は賃貸借、申請理由及び一時転用期間につきましては、先ほどご説明申し上げた4番、5番と同様となっております。また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました地上権設定、議案書11ページ、議案第4号ナンバー12が関連案件でございます。

それでは、別添農地法第5条許可申請ナンバー6の審議資料をご覧ください。

1枚目は位置図でございます。図面左上の丸印の箇所が申請地でございます。ナンバー4、ナンバー5の土地の少し北に位置する農地となっております。

1枚おめくりください。案内図でございます。こちらの農地につきましても、4番、5番の土地の北側に位置する丸印の箇所が申請地でございます。

もう一枚おめくりください。3枚が公図の写しでございます。こちらは、黄色くマークされている地番が申請地でございます。申請地の隣接する土地につきましては、東側に営農者の自宅がありまして、その他は農地に接しております。また、申請地の周辺には山林や宅地が散在していることから、生産性の低い小集団の2種農地に該当すると考えております。

もう一枚おめくりください。こちらが土地利用計画図でございます。1筆の面積1,600平米のうち西側の447平米を利用いたしまして、こちらに太陽光パネルが設置されております。また、太陽光パネルの支柱部分0.71平米の一時転用申請でございます。

1枚おめくりください。5枚目以降が営農計画書でございます。4番、5番同様にフキを栽培する計画でございます。当営農計画書につきましては、4番と5番と同様となっているためご覧いただければと思います。

最後のページをご覧ください。これがナンバー6の申請地の現地写真となっております。こちらにつきましても、デジタルカメラで印字されている撮影日ではなく、右側に手書きで記載されている撮影日が正しいものとなっておりますので、ご了承ください。写真のほう参考にいただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひい

たします。

○会長 ご苦労さまでした。ナンバー4から6の説明は終わりました。

それでは、副班長、報告をお願いします。

○11番高田委員 それでは、報告をいたします。農地法第5条許可申請審議ナンバー4、5、6について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受人の家族で代理人兼営農者と譲渡人である土地所有者で営農者である2名の出席でした。

質問1 現地を確認したところ、圃場はきれいに管理されていたものの、フキの葉の状態は余り芳しくないと感じました。その原因については、どう考えていますか。

回答 一番の原因は草取りが足りなかったことだと感じています。春前にもう一度しっかり除草してフキが雑草に負けないようにし、3年後には十分に収穫できるようにしたいと考えています。

質問2 営農計画書では毎年1月と2月に草刈りと記載がありますが、本来は夏場の8月と9月にしっかりと草刈りをすれば、それほど雑草が生えてくるとは思えないのですが。

回答 一部のフキが雑草に負けてしまった苦い経験があるので、1月と2月にも草刈りをしたほうがよいと考え計画しました。強いフキが出てくれば、委員さんがおっしゃるとおり、フキの生育も安定してくるものと考えています。

質問3 雑草の多くは何回かロータリーでかきまわしてもすぐに生えてくるので、根ごと引き抜いて退治することが肝心だと思います。来春からしっかり頑張ってください。

回答 はい。わかりました。ご指導のとおり十分に努力していきたいと思います。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 副班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けします。ということで、この間の事前協議でいろいろ厳しい意見も出まして、今日は、そんな意見も参考にしながら審議してもらいたいのですけれども、先ほど事務局のほうで今回は1年ということで許可お願いしますということなのですが、結局どこもこれはみんな同じ状態なのです。それで、今根本はやっぱり草の根が下に、何だい、宿根草というのかな、これは。それを取り除かないと、どうもフキが繁殖しそうもないので、そういうふうにやってくださいと、この間本人に厳しく言ったのです。そうでなくもこの収穫量1,360、これはちょうど8割だね。見込みがね。ほど遠い。とてもではないけれども、何十キロとならないくらいか。数十キロだよ。そんな状態なので、本人も15年経験があるという割にはどうしたのかなと思うのだけれども。地元の委員さんも……

はい。

○17番飯塚委員 地元の委員なので一言。まず、1つなのですけれども、前回の北部協議、事前協議ですか、のときに確かに耕作が芳しくないとかいろいろな意見があって、実際に設定期間なのです

けれども、当初申請者3年、こう記憶されていて、いろいろ意見が出たにしても、最終的に3年にするのか、1年にするのかとか、それ以外とするかとかというのは今回決めることであって、事前協議でいろいろ出た意見を事務局のほうで独断かどうか、そういう言い方は悪いかもしれないですけども、独断で1年方針を打診するというのはちょっと順番が違うのではないかなと思うのですけれども。

○会長 最終的にはここで決めるのだけれども、やっぱり事前協議というのはそういうためにあるものだから。

ちょっと、では、事務局。

○事務局 先ほど委員さんがおっしゃるとおりで、事務局のほうで一応確認をさせていただきまして、今本来であれば3年に許可をいただきたいというところで、ちょっと議案書訂正という形でさせていただいてしまったのですが、一応申請者本人はやっぱり3年間、更新を望んでいるのは確かです。そちらを事前協議の結果を踏まえまして、1年という形でこの間は総意、事前協議の北部の委員さんのほうの感想から、1年でなければ許可が逆に、8割満たしていませんので、本来でしたら許可できないような案件だよということでもいただきまして、そちらを申請人に伝えたところ、もう一度頑張りたいということから1年で許可を訂正させていただいて申請をさせていただきたいという話をいただきましたので、それをもって訂正という形にはしたのですが、もしも3年間で、いいよということであれば、やはり本人は3年間を望んでおりますので、議案書訂正はさせていただいたのですが、こちらをまた訂正をさせていただいて、3年間の許可をいただけるのであれば、本人もそれを望んでおりますので、そちらもあわせまして再度ご検討いただいてもよろしいのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○会長 はい。

○20番乾委員 20番、乾です。この写真を見てもわかるとおり、余りにもこれやる気がないと言ってもいいと思うのです。前回私も見に行ったのですけれども、そのときも悪かったと。それで、また今度は3年欲しいと。これはちょっと虫がよ過ぎるのだよ。これは、もう1年しかないと思います。そうでなければ、事前協議のときの話が皆さんが怒り出すのではないかというふうに思います。1年ということをお願いします。

○会長 飯塚君は、ここ見て指導したことはある。

○17番飯塚委員 話したことないです。だから、話したい。できれば今回いろいろ話出た中で、実際に耕作されている方はお勤めもされているということで、月から金曜日平日はなかなか畑のほうの仕事はできないと。土日だけでこういった形で耕作されているので、なかなか芳しくない状況というの。そういう事情もあつたりなのですから、それ以前にここはパネルがある前は本当に雑草が背丈まで伸びるぐらい非常に荒廃農地寸前というのでしょうか、そんなところだったのですけ

れども、パネルを建てたおかげで、言い方は悪いですが、やっところまで改良されたような耕作放棄地、荒廃農地にならなくて済んでいるような土地でありまして、場所的にもいわゆる中間山間地の中ぐらいのところ、もうちょっと上がっていくと、いわゆるB判定の手もつけられないような農地が点在するような場所になっておりまして、何とか3年、せつかく7月から地元の推進委員さんもおりますし、私も含めて地元の農業委員も2人おられますので、しっかりと耕作されている方とコミュニケーション、指導というか、指導というのはおこがましいですが、アドバイスしながら1年で劇的に変化するとはなかなか思えないようなところなので、3年みっちり、しっかり向き合って、少しでもよくなるように指導がしていけたらいいのかなど。それが得策じゃないのかなと個人的には思います。1年で、もし、いいとおっしゃっていますけれども、パネルがなければ、あつという間にここ荒廃農地になってしまうような場所なので、その辺も踏まえてご検討いただければと思います。

以上です。

○会長 はい、どうぞ。

○7番寺崎委員 7番、寺崎です。今回3つ再認というか、こういうのが出てきたのですけれども、2カ月前にも別の案件がこの人、同じのが出ているのですよね。それは、たしか1年で許可をしていると思います。

○事務局 3年です。

○7番寺崎委員 3年だったっけ、あのときは。1年ではなくて3年。

○事務局 はい。ちょっと前回9月のときにやはり更新をしまして、そのときは今さっき飯塚委員さんがおっしゃったとおり、前はそもそも3年たっていたのですけれども、余りにもやっぱり営農状況よろしくないということで、改善を昨年お願いしまして1年間見守ってきた中で、その1年間、フキもある程度年数がたたないと根づかないというのはこちらのほうも承知の上で、昨年1年間許可をしたわけですが、その1年間許可した中での営農状況がまだ余り芳しくないということでしたが、前回よりかは改善は見られているということから、9月の総会では3年を認めて、飯塚委員さんがおっしゃったとおり、3年後を期待しますということで、委員さんの皆さんから許可をいただいたということで、9月から3年間はいただいておりますが、ただそちらの際もやはり聞き取りを行ってまして、そこからまた2カ月経っているわけですが、それについてまた同じような調査班、コメントを述べていることから、多少は事務局のほうとしてもきつめの言い方は仕方ないのかなというふうには考えております。

○会長 はい。

○7番寺崎委員 前回もあったのですけれども、そのとき調査班で私も回ったのですけれども、聞き取り調査したときにも、この譲受人、東京都かそちらのほうから通ってきて、来られても週末しか来られないと言っはいたのですけれども、この譲渡人兼営農者なのですよね、この人は。なおか

つ、隣に家があるわけなのです。その人が一切発言もしないし、営農はする気がなかったのです。

聞き取りしている間の中にも。その中で強く……

○会長 譲渡人も来たわけだ。

○7番寺崎委員 今回はわからないけれども、前は来ていますよね。

○事務局 今回も来ています。

○7番寺崎委員 同じ人でしょう。

○事務局 同じ人です。

○7番寺崎委員 だから、譲受人の人が営農者なのです。その人は一切タッチしていないような感じだったのです。前のときにも、本転用したらどうですかと。そういう話もしたのですけれども、ソーラーシェアリングにこだわりたいと、この譲受人のほうの人が強く言っていたのですけれども、では、その下の、ソーラーシェアリングにこだわるなら下もちゃんとやってくださいということなのですけれども、それができていないのが現状なのかなと思っているのですけれども。

○会長 いろいろ考えが違って意見が違ってくるけども、1つに今決めなくてはならない。

どうぞ。

○16番生方委員 16番、地元の生方と申します。今この辺地元の飯塚さんのほうからの話がありました。私も、この会議のこの案件に対して、あの場所の太陽光自体があれば一番初めにできた太陽光なのですか。この営農型を市が受ける中で。

○事務局 早い時期です。

○16番生方委員 早い時期。

○事務局 はい。

○16番生方委員 うんとあらゆるそのパネルのならば採算が合うのかなと、そういう採算の面とか。実際に、農作物のフキとかそういうのも全然収穫がないと、そういう現状で結局こういう申請をして、要するに助成をいただいて太陽光やったと。要するに止められないような状況にあるのかなと、そんなふうにも思ったりもしてみたりするのですが。その辺の収支の面では事務局のほうよりちょっと様子聞いてもらったことはあるのでしょうか。

○会長 はい。

○事務局 営農型太陽光につきましては、太陽光の収支というのは事務局が関知しているところではございませんで、そちらも営農に対して回してもらう分には太陽光の金額を営農に回してもらうのは構いませんよという案内はしています。ただ、判断としましては、下部のやはり営農が重点、一番見るべきところでございます、そちらについて、やはり基準で8割がありまして、そちらに向けて頑張っていたとこのほかは、太陽光の売り上げについては特に事務局のほうとしては関知していない形でございます。

○7番寺崎委員 では、もう一回いいですか。

○会長 はい。

○7番寺崎委員 1年にしろ、3年にしろ許可は出さなければいけないのかと思うのです。もう、これは期限がすぐ切れてしまうのでしょうか。

○事務局 そうです。保留ができません。

○7番寺崎委員 できないのでしょうか。だから、許可はするのだと思うのですけれども、例えば1年後か3年後にまた同じ状況だったら、次はもう絶対許可しませんよという条件付きでないけれども、そういうのというのはできるのでしょうか。

○会長 はい。

○事務局 あくまで確約というわけではないのですが、指導の範囲のみでございまして、また1年にしろ、3年にしろ更新の際の判断になるかと思えます。

○会長 結局、一番皆さんから意見が出てくるのは、収穫量というか、もう少し1年、1年でもうちょっと収量が増えるような状態になっていれば、こんないろんな厳しい意見も出ないのだけれども。どうだろうね、飯塚君。

○17番飯塚委員 1年。

○会長 見て、とりあえず1年で一生懸命やってもらって……

○17番飯塚委員 決めていただければ。

○会長 それだけ、いよいよ1年でも。

○7番寺崎委員 採決とったほうがいいのではないですか。採決。

○会長 では、飯塚君。

○17番飯塚委員 一言だけ。ただ、耕作放棄地の抑止力にはなって、そのシェアリングも重要な要素だと思います。当然収量とかもこだわらないといけないと思うのですけれども、そういう耕作放棄地をつくらないための施策であったり、シェアリング自体が、あと高齢で耕作できない人の受け皿になっていたりとか、いろんな側面があると思いますので、収量だけではない部分でもやはり大切な役目が。1年間ということはぜひご理解いただければと思います。

○会長 一生懸命やって、また1年たって申請してくれていい状態になればね、この3年間。

○7番寺崎委員 そう、そう。やってもらいたいから言っているのであって、撤去しろと言っているのではなくて。営農やってもらいたいです。

○会長 はい、どうぞ。

○18番岸委員 18番、岸ですけれども。今飯塚委員さんの話聞いていけば、ある程度指導していくということですね。頼られたり、何して。

○17番飯塚委員 はい。地元として推進委員という役割の方が新しく7月からできたわけですし、地元の農業委員も2人おりますので。

○18番岸委員 それにはある程度それには時間的なものも必要だと思うのです。今まではそういう形

で指導をしていくという方法はなかったと思うのです。その辺もやっぱり地元農業委員さんの立場を十分理解して。

○会長 今回は、管理しているのに上の草だけ刈っていたのです。それで、この根が何というの、このスプラウトと、正式な名前わからないけれども、その根が下にあるので、それを1回、誰だっけ指導したね。抜いてくださいと。そうすれば、そのフキがもっと繁茂すると。では、そうしますと言ったから。飯塚委員も、そういうのでちょっと指導してもらって、そうすれば立派なフキが。今回は、ちょっと本人に。今までのちょっと経緯があるのでそういう結果になるのだけれども。

では、そういうことを。

はい。

○16番生方委員 では、今いろんなこういう話、意見に対していただきまして、その中で、飯塚委員も話しているように、結局耕作放棄地を要するに抑止できると。そういう意見があるわけで、あくまでもいろんなこういう、その事務局の話聞いても、これを完全にやめさせるわけにもいけません。いろんな形があるわけですから、地元の委員、また推進委員さんも箕郷も4人いますので、そういう中でちょっとしっかりと指導しながら、こういうふうに頭に置いて進めていくということ。また3年たったら、またこういう話にまたなってくるわけですから。その辺、そういう中では地元の委員もそういう中に極力こういう、私もその貸している人は知っていますので、そういう中でまた話してみたり、そういうことで、今回1年の形であればと思うのですが。決なり。

○塚越会長職務代理 この人は元農業委員さんのところに勤めているのですか。元農業委員さんのところへ。前の職務代理さんのところへ勤めているという話聞いたのだけれども。だから、役所ではできるわけねえだろうと。

○16番生方委員 譲渡人は、そうなのです。

○塚越会長職務代理 これで指導かなりしているらしいのだよね。前職務代理さん言っているらしいのだけれども。本当だか、うそだか、それはちょっとわからないけれども。

○16番生方委員 だから、貸している方は一切携わらないということなのですよ。だから、貸しっぱなしというような形になるので、非常に我々考えた中では弱った問題だなと感じるところが大いにあります。

○会長 どちらにしても、一番最初のこの営農型というのはもうするときには、こういう条件がありますよというので本人も納得してやっているのです。そういうので、そういうそれになかなか沿ってできていないということなので。今回1年猶予を与えて、また一生懸命いい成果が上がれば、また3年の許可出せますので。どうだろう、飯塚君。

○17番飯塚委員 1年いただければということによろしいのではないのでしょうか。

○会長 1年か3年、挙手とってもあれだし。

○17番飯塚委員 ご本人もその1年で打診を。結果がそういうことでしたら、よろしいのではないで

しょうか。

○会長 そういので一生懸命、地元委員さんの指導してもらって、いい結果出るように。

○17番飯塚委員 そうですね。わかりました。はい。

○会長 そういことで、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 では、1年といことで許可相当とすることにいたします。

続きまして、ナンバー7に移ります。事務局、説明お願いします。

○事務局

7番 契約内容は売買、事業拡大に伴い駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー7審議資料をご覧ください。

1枚目、表紙は位置図でございます。図面中央の赤色の丸印の箇所が申請地ございまして、高崎市立箕郷中学校から東に約150メートルほどの場所に位置しております。

1枚目おめくりください。2枚目が案内図でございます。赤色で縁取られている箇所が申請地でございます。黄色で縁取られている箇所には譲受法人が運営する通所型の福祉施設ございまして、今回の申請は、この施設の駐車場を設けたいといことございまして。農地種別区分につきましては、申請地は用途指定区分の第1種中高層住居専用地域に指定されているため、第3種農地に該当いたします。

1枚おめくりください。3枚目が公図の写しでございます。赤色で縁取られている箇所が申請地でございます。隣接する土地につきましては、南北に畑、東側は公衆用道路、西側は宅地でございます。

1枚おめくりください。4枚目は土地利用計画図でございます。駐車区画は70台分でございます。造成につきましては、申請地の南側境界線に沿って擁壁とフェンスを設置し、西側、北側には境界ブロックとフェンスを設置、東側は出入り口部分を除きフェンスを設置するといことございまして。計画地盤は、現状の地盤の高さを生かし、整地する程度といことございまして。地面の仕上げにつきましては、砂利敷きの計画です。雨水排水につきましては、基本的には敷地内浸透処理となりますが、敷地が傾斜しておりますので、一番低い南側に浸透式のU字溝を設置して低い土地へ雨水が流出しないように努めるといことございまして。また、夜間用に外灯3基設置する計画でございます。

1枚おめくりください。5枚目が造成計画の平面図でございます。黄色で着色されている箇所が切り土、赤色で着色されている箇所が盛り土をする区域でございます。

もう一枚おめくりいただければと思います。6枚目以降が、造成計画断面図でございます。こちらの断面図のとおり、計画地盤は現状の地盤の高さを整地する程度といことございまして、大規

模な盛り土、切り土はしないとのことをございます。また、外部からの土砂の搬入もしないと伺っております。

以降の図面につきましては、断面図の方向別に図示したものとなっておりますので、参考までにご覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 事務局よりナンバー7の説明が終わりました。

副班長、報告をお願いします。

○11番高田委員 報告、申し上げます。農地法第5条許可申請審議ナンバー7について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の担当者2名、代理人の計3名の出席でした。

質問1 運営している福祉施設は通所型ですか。宿泊の利用者もいるのですか。

回答 日帰りの通所型でデイサービスになります。

質問2 利用者の増加により施設を増築することですが、どの場所に増築をするのですか。

回答 既存の建物の南側に駐車スペースがあり、その場所に建物を増築します。そのため、その分の駐車台数も今回の申請地の利用に見込んでいます。

質問3 申請地には傾斜がありましたが、平らに造成するのですか。また、舗装はどうするのですか。

回答 緩やかな傾斜がありますが、建物を建てるわけではないので、現状の地盤を利用して砂利敷きにする計画です。

質問4 申請地には隣接する農地があります。照明設置による害虫の発生などが懸念されますので、事前に隣接地の所有者とよく話し合いをしてください。

回答 はい。わかりました。

質問5 申請地の南側には住宅がありましたが、そちらに雨水が流出しないようにしてください。

回答 雨水の排水については、基本的には敷地内で浸透処理しますが、オーバーフロー分については、南側に新設するU字溝で処理する計画です。また、宅地開発の事前協議の際に流量計算もしていますので、問題ないと思います。

質問6 申請地内に市道が含まれていますが、占用許可や用途廃止などの予定はあるのですか。

回答 箕郷支所建設課とは、駐車場の工事が完了した後に用途廃止の手続をとることで話がついています。手続が完了するまでは市道を占用しないように注意します。

以上のような質疑、応答がありました。

○会長 副班長の報告が終わりましたので、審議に入ります。

質疑をお受けします。

○全員 なし。

○会長 よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とします。

それでは、続きましてナンバー8に移ります。

それでは、事務局ナンバー8の説明をお願いします。

○事務局

8番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請審議資料ナンバー8をご覧くださいと思います。

1枚目をご覧ください。位置図でございます。図面中央の赤塗りされた場所が申請地でございます。高崎市立久留馬小学校から西に550メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目をご覧ください。案内図でございます。申請地は、同じく中央の赤枠で囲まれた場所が申請地でございます。申請地の周囲は、竹林と川によって隔てられた土地でございます。市街地に近接する10ヘクタール未満の第2種農地に該当すると考えられます。

1枚おめくりいただきまして、こちら公図の合成図になっております。こちらホッチキスどめされたほうが北側となっております。こちらにつきましても、赤枠で囲まれた場所が申請地でございます。申請地内は梅の木と一部柿の木が植えられた畑でございます。申請地中央の公道を隔てて、東西、特に西側に傾斜がある土地となっております。申請地の北側は、申請地と一体の梅畑、東側及び西側につきましても、登記地目が山林及び堤でございます。現況は竹林が広がっており、その内側に川が流れているような土地でございます。また、南側につきましても、申請地と同じく東西に傾斜がある土地でございます。現況は耕作の畑でございます。

1枚おめくりいただきまして、こちら土地利用計画図でございます。こちらにつきましても、ホッチキスどめされた方角が北側となっております。申請地内には太陽光を追尾するタイプの太陽光パネルを21基設置し、パネル枚数は1,288枚でございます。また、総発電出力は347.76キロワット、周囲には1.2メートルのフェンスを設置する計画でございます。また、雨水対策といたしましては、自然浸透を基本といたしまして、オーバーフロー分につきましても、傾斜先にU字溝を設置し、南側の東西2カ所の貯留池に集水し、浸透させる計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、5枚目は申請地内の流水方向について記載された土地利用計画図でございます。こちらにつきましても、申請地内の間を通る公道から基本的にはオーバーフロー分については東西に流水がされるという計画でございます。参考までにご覧いただきたいと思います。

続きまして、2枚おめくりいただきまして、最後の図面になりますが、こちらは経済産業省のIDに対応する太陽光パネルの場所でございます。本申請地は、1万平米を越す土地でございますが、

低圧の太陽光パネルが複数一体となった申請でございまして、太陽光パネル3基ごとに一つの経済産業省のIDがとられております。参考までにご覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、ご説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局よりナンバー8の説明が終わりました。

それでは、副班長、報告をお願いします。

○11番高田委員 それでは、報告いたします。農地法第5条許可申請審議ナンバー8について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の担当者1名の出席でした。

質問1 現地は梅林としてよく管理されており、収穫量も十分に見込める農地という印象を受けましたが、耕作できなくなる理由があるのですか。

回答 所有者の方は高齢で耕作が難しくなったと聞いています。息子さんもいるのですが、会社を経営しており、耕作する時間がないため、太陽光発電設備用地として土地を貸してもらえることになりました。

質問2 草の対策として防草シート等を張るのですか。

回答 防草シートは張らず、自社で草刈りをして管理をしていく予定です。

質問3 造成の際に、貯留池や側溝をつくらず工事を始めると大雨で土砂等が流出し、トラブルになるケースが発生しています。そのようにならないようお願いします。また、万が一トラブルが発生した際には解決に向けて迅速な対応をお願いいたします。

回答 承知しました。

質問4 図面上では申請地の東西に少し離れて河川があるようですが、現地には河川が流れているのですか。

回答 竹林に覆われているので測量士に確認してもらったところ、河川を確認したと聞いています。

質問5 可動式の太陽光パネルは、架台の柱が1本のみと伺っていますが、強風が吹いた際にも耐えられますか。

回答 太陽光パネルには風力計がついており、一定の強さの風が吹いた際には、自動で風圧を受けにくい平らな状態になります。

質問6 夜に強風が吹いた際にも太陽光パネルは自動で平らになるのですか。

回答 太陽光パネルは蓄電池とつながっていて、夜も強風が吹いた際には自動で平らになります。

質問7 地上から太陽光パネルまでの高さはどのくらいになりますか。

回答 パネルを平らにした状態で、コンクリートの基礎も含め最大6メートルになります。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 副班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けします。

よろしいでしょうか。

○全員 なし。

○会長 よろしければ、このナンバー8につきましては、許可相当として基準以上の面積がございますので、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することにいたします。

それでは、ここでちょっと一時休憩とります。

休 憩

再 開

○会長 それでは、再開いたします。

それでは、これより一括審議に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

9番 契約内容は売買、資材置き場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

10番 契約内容は使用貸借、園舎の増築に伴い駐車場が不足しているため、園に近い申請地を法人役員から借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

11番 契約内容は売買、駐車場が不足しており申請地を買い受けて駐車場として利用したいという露天駐車場の申請でございます。

12番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

13番 契約内容は賃貸借、従業員用の駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は賃貸借、土木業を営んでいるが高崎での仕事が増えており申請地を借り受けて資材置き場として利用したいという露天資材置き場の申請でございます。

16番 契約内容は賃貸借、太陽光発電事業に適した申請地を借り受けて設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

17番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発

電設備設置用地の申請でございます。

18番 契約内容は賃貸借、送電線を張りかえるため申請地を借り受けて工事用地として使用したいという工事用地の申請でございます。なお、こちら一時転用申請でございますので、転用期間が定められております。平成29年12月1日から平成30年3月30日までの4カ月間でございます。こちら、一連の工事用地の申請となるため、議案書35ページ、ナンバー52が関連案件となっております。

19番 契約内容は売買、材木業を営んでいるが所有する資材置き場が手狭になり近場で適地である申請地を買い受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

20番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

21番 契約内容は売買、借家住まいをしているが店舗併用住宅を持ちたく申請地を買い受けて建築したいという店舗併用住宅の申請でございます。

22番 契約内容は売買、両親と同居しているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

23番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため実家近くの申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

24番 契約内容は売買、解体業を営んでいるが資材置き場が不足しているため会社に近接した申請地を買い受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

25番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

26番 契約内容は賃貸借、車両置き場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天車両置き場の申請でございます。なお、こちらの案件につきましては、先にご審議いただきました議案書6ページ、計画変更申請ナンバー1が関連案件でございます。

27番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

28番 契約内容は売買、借家住まいしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

29番 契約内容は売買、購入した倉庫用地に駐車スペースがないため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

30番 契約内容は使用貸借、実家暮らしをしているが結婚を機に自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

31番 契約内容は使用貸借、自宅の駐車場が不足しているため申請地を父より借り受けて使用したいという露天駐車場及び庭用地の申請でございます。

32番 契約内容は使用貸借、宅地への通路として使用している土地が農地法上の許可を得ていな

いことが判明し是正したいという通路用地の申請でございます。なお、宅地1,983.46平米と一体利用の計画でございます。

33番 契約内容は売買、住宅の建築に伴い通路を共有で使用したいという通路用地の申請でございます。また、申請理由の住宅の建築に伴いということなのですけれども、次の34番がその住宅の申請でございます。

34番 契約内容は売買、住環境のよい申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

35番 契約内容は売買、経営するガソリンスタンドに隣接した申請地を買い受けて従業員用の駐車場及び資材置き場として利用したいという露天駐車場及び露天資材置き場の申請でございます。

36番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を叔母と父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

37番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を叔父より買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

38番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

39番 契約内容は売買、区画整理事業に伴い現在の住まいを取り壊さなくてはならないため孫の家に隣接する申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

40番 契約の内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

41番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

42番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

43番 契約内容は地上権の設定、申請地を娘から借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

44番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を両親から借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

45番 契約内容は賃貸借、近隣での工事の請負に伴い申請地を借り受けて露天駐車場及び露天資材置き場として利用したいという露天駐車場及び露天資材置き場の申請でございます。こちら一時転用でございますので、転用期間が定められております。平成29年12月1日から平成32年11月30日までの3年間でございます。

46番 契約内容は賃貸借、雑貨販売業を営んでおり新店舗を建築し移転しましたが休日の来客用駐車場が不足し混雑しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請ござい

ます。

47番 契約内容は贈与、自宅を新築するのに当たり進入路が狭いため申請地を譲り受けて使用したいという通路用地の申請でございます。また、関連案件といたしまして、次の48番が関連案件でございます。

48番 契約内容は使用貸借、農業後継者として実家近くに居宅を構えたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。また、こちらも関連案件といたしまして、先ほどご説明させていただきました47番が関連案件でございます。

49番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが子供も成長し手狭なため申請地を義父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

50番 契約内容は賃貸借、西毛広域幹線道路工事に伴い申請地を借り受けて仮設道路として使用したいという工事用仮設道路の申請でございます。こちら一時転用申請でございますので、転用期間が定められております。平成29年12月1日から平成30年6月30日までの7カ月間でございます。

51番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく実家近くの申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

52番 契約内容は賃貸借、送電線を張りかえるため申請地を借り受けて工事用地として使用したいという工事用地の申請でございます。また、こちらの案件につきましては、一時転用の案件でございます。転用期間が平成29年12月1日から平成30年3月30日までの3カ月間となっております。また、関連案件といたしまして、先にご説明させていただきました議案書25ページ及び26ページ、ナンバー18番が関連案件でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請の一括案件につきましては、44件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局よりナンバー9からナンバー52まで一括してご説明をしていただきました。

それでは、審議に入ります。質疑をお受けします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第7号に移ります。

議案第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

1番 申請人は被相続人の長男でございまして、相続開始年月日は平成29年6月22日でございます。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願は1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。

質疑をお受けします。

○全員 なし。

○会長 異議がなければ、適格として証明してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、適格として証明することにいたします。

最後になりますか、議案第8号 高崎市農用地利用集積計画の決定について。

高崎市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による決定の依頼が、別紙のとおりあったので審議を求めます。

事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第8号 高崎市農用地利用集積計画の決定について。

農林課、真下です。議案、農用地利用集積計画について、ご説明させていただきます。

別紙でお配りしていますA4横の冊子「高崎市農用地利用集積計画」とA4横の2枚組になっています「高崎市農用地利用集積計画総括表」をご用意ください。

それでは、説明させていただきます。利用権設定促進事業は市町村が農地の出し手、受け手の間を調整して権利の設定・移転計画等をまとめた農用地利用集積計画を策定し、農業委員会の決定を得て公告することにより、安心して農地の売買、貸借等を行うことのできる事業です。今回の利用集積計画は、平成29年12月1日公告予定の農用地利用集積計画となっております。厚い冊子のほうは、利用権設定関係者、利用権を設定した土地、契約の内容が記載されております利用集積計画書と利用権の設定を受ける者の営農類型、家畜飼養状況、農機具所有状況で構成されております。

それでは、今回の利用集積計画を総括して説明させていただきますので、2枚組のほうの総括表をご覧くださいまして、表紙を1枚おめくりください。

利用権の設定を受ける者は102名、利用権を設定する者は222名です。利用権が設定される面積は、田の通年が251筆、33万6,227平米、田の期間借地が111筆、12万4,672平米、畑が96筆、12万3,217平米、合計で458筆、58万4,116平米となっております。そのうち使用貸借で設定された面積は27万8,186平米、割合は48%となっております。

続いて、裏面の資料をご覧ください。貸借期間別に見ると、3年未満の農用地の面積は田が8万4,376平米、畑が2万6,352平米、3から6年未満の農用地の面積は、田が29万9,545平米、畑が7万

8,144平米、6から10年未満の農用地の面積は、田が4万8,375平米、畑が1万4,189平米、10年以上の農用地の面積は田が2万8,603平米、畑が4,532平米となっております。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積計画に関する説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

中間管理機構がかかわっている、今どのぐらい実績。

○事務局 実績としては、年間に大体五、六筆ぐらいがマッチング進んでいるような形にはなっているのですが、今ちょうど関係各課と協議を進めていますのは、今現在、今回もそうなのですが、利用権で設定されている農地を中間管理事業につけかえということができればというような話を進めていますので、ちょっとどういうふうになっていくのかは今協議中なのですが、そういったことで実績を伸ばしていくというわけではないのですが、中間管理事業のほうを進めていければというふうに思っております。

○会長 皆さんのほうから質疑ございますか。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、決定することにいたします。

それでは、報告事項に移ります。

報告事項、第1号から第4号まで、事務局、報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種住居、ほか7件の届け出につきまして書類審査し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約内容は共有物分割、転用目的は一般住宅、用途指定区分は第2種中高層住居でございます、ほか42件の届け出につきまして書類審査し、適法であったため受理書を交付しました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約内容は賃貸借、申請の理由につきましては合意解約、ほか9件の通知につきまして書類審査し、適法であったため受理をいたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

まず、1番につきましては、こちらは7月の農地部会によりまして許可相当でいただいた案件でございますが、開発指導課との調整が整わず、こちらが延期になっていたものでございます。開発指導課との調整が整いまして、平成29年7月27日に許可書を交付をしていたのですが、済みません、

報告が漏れておりまして、今回報告を追加でさせていただいた案件でございます。申し訳ございませんでした。

続きまして、2番、3番でございますが、こちらは8月の総会で許可相当としていた案件でございますが、こちらと同じく開発指導課との調整が整わず許可書の交付を見送っていましたが、平成29年9月29日にそちらの調整が整いましたので、続けて許可書を交付しております。また、こちら面積が3,000平米を超えた案件でございますので、農業委員会ネットワーク機構から事前に意見を伺いまして、そちらも許可して構わないということで意見をいただいている案件でございました。

続きまして、4番でございますが、こちらは7月の農地部会におきまして許可相当としていた案件でございますが、同じく開発指導課との協議が整わず、この許可日におきまして許可が整いましたので、平成29年10月23日に許可書を交付をさせていただきました。

5番以降が先月の総会におきまして、許可相当としていただいた案件でございます。第4条が9件、第5条が58件、こちらにつきまして、開発指導課のほう他法令調整が整いましたので、平成29年10月の23日付で許可書を交付いたしました。

なお、23番につきましては、こちら3,000平米を超えている案件でございますので、農業委員会ネットワーク機構から許可してよいという意見をいただいております。

報告は以上でございます。

○会長 報告事項が終わりました。

それでは、その他ということで事務局から何かあるようでしたら、お願いし
ないですか。

○事務局 はい。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第5回農業委員会総会を終了したいと思います。
ご苦労さまでした。

午後 3時51分 閉会